

第1章 自主防災組織を結成しよう！

1 自主防災組織とは？

- ◎ 地域住民が「自分たちの地域と自らの命は自分たちで守る」という、自覚、連帯感に基づいて自主的に結成し、地震や水害等の災害が発生した時に、被害を防止し、軽減するための防災活動を行います。
- ◎ 少しでも被害をなくすために、助け合うための役割分担を決めます。
- ◎ 平常時には、防災訓練や啓発活動を、災害時には消火、救出救護、集団避難などの活動を行います。

2 自主防災組織の位置づけ

減災（災害の被害を軽減させる）には行政による救助・支援などの「公助」に加えて、地域住民の相互援助である「共助」、自らが自らを守る「自助」のそれぞれが必要です。

自主防災組織は、このうち「共助」のための中核組織であり、かつ「自助」を行う住民個人を直接・間接的に支える地域における基盤組織となります。緊急を要する災害時には、高齢者、乳幼児、障害者などの災害時要援護者（いわゆる災害弱者）の公共機関による支援、救出は期待できない事が多く、自主防災組織の「共助」の活動はこのような事態の被害を軽減させるのに極めて重要になります。



3 自主防災組織はなぜ必要なの？

被災地域では、発災直後は交通網の寸断、通信手段の混乱、同時多発の火災などで、すぐに消防、警察、自衛隊等の救援が得られない可能性が非常に高いです。しかし被害を最小限に抑えるために、発災後早い段階での救助が必要になります。

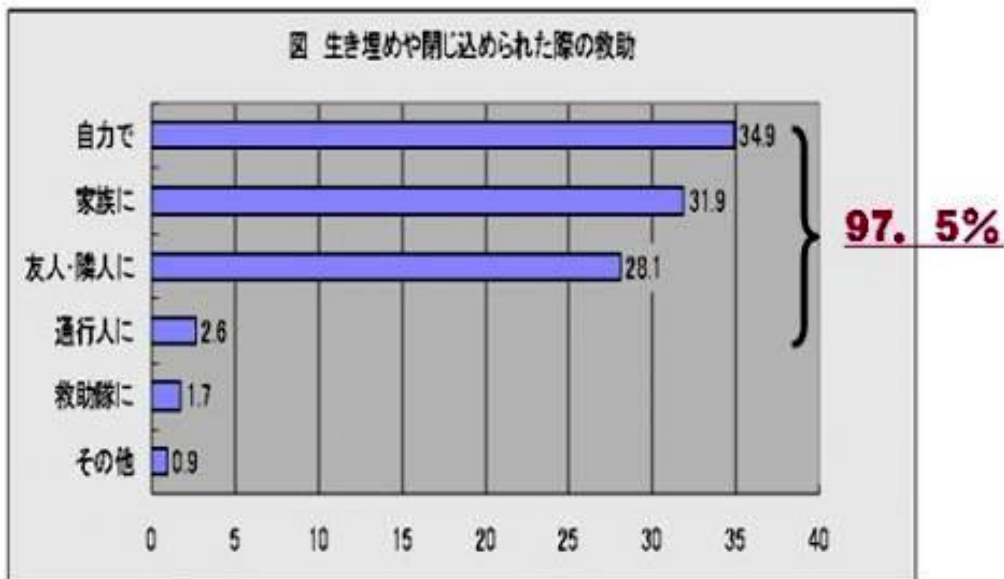


そのような状況の中で求められるのが、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水の実施等の地域単位の自主的防災活動であり、これらの役割を担うのが自主防災組織です。

災害時に住民各自がばらばらに行動しても効果は少なく、地域としての防災力を最大限発揮するためには、組織だった行動がはるかに有効です。

多くの犠牲を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、普段から近隣や地域社会とのつながり、結びつきが極めて重要であることが再確認されることとなりました。

この震災で、生き埋めや建物などに閉じこめられた人々のうち、消防などの公的機関の救助（公助）によるものはわずか2%で、多くは、自力または家族や隣人などの地域住民によって救出されました。



〈(社)日本火災学会:「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による

4 自主防災組織の活動

平常時

| 項目 | 具体的な活動内容 |
|------------|---|
| 災害に備える | <ul style="list-style-type: none"> ◎防災資機材の整備 ◎備蓄品の管理 |
| 災害時要援護者の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ◎リストの作成 ◎支援者の決定 ◎日頃からの交流 |
| 災害時の活動の習得 | <ul style="list-style-type: none"> ◎消火訓練 ◎避難訓練 ◎情報伝達訓練 |
| 災害による被害を防ぐ | <ul style="list-style-type: none"> ◎危険個所の把握 ◎避難経路の確認 ◎防災マップの作成 |
| 啓発活動 | <ul style="list-style-type: none"> ◎勉強会の開催 ◎広報誌の作成 |



災害時

| 項目 | 具体的な活動内容 |
|---------|---|
| 情報収集・伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ◎被害状況。救援情報の収集と伝達 ◎防災機関との連絡 |
| 初期消火 | ◎消火器などによる消火活動 |
| 避難誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ◎災害時要援護者の支援 ◎住民を避難所へ誘導 ◎住民の安否確認 |
| 救出救護 | <ul style="list-style-type: none"> ◎負傷者の救出救護 ◎医療機関への連絡 ◎介助が必要な人への手助け |
| 給食給水 | <ul style="list-style-type: none"> ◎食料、飲料水の調達と炊き出し ◎救援物資の受領、分配 |

5 組織づくりの方法

自主防災組織は、地域みなさんが自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成することが原則です。

まず、地域内で話し合いを進めてみましょう。ある程度、気運が高まってくれば、リーダーを決めて、結成に向けて行動を始めましょう。

自主防災組織の活動は地域に密着したものです。



1. 自主防災組織の規模

◎みんなが協力して、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感がわく規模であること。

◎日常生活上の関係の深い地域として、一定のまとまりを有する範囲であること。よって、自治会・町内会など、現在地域の中で活動している会を活用するのがよいでしょう。

2. 自主防災組織の編成

自主防災組織が災害時の活動を迅速かつ効果的に行うには、あらかじめ組織内の役割分担を決めておく必要があります。組織の一般的な編成と役割は、次のとおりです。

| | | 班 | 平常時の活動 | 災害時の活動 |
|----|-----|---------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 会長 | 副会長 | 情報班 (班長) | ・ 防災知識の普及 ・ 情報収集、伝達訓練 | ・ 災害情報の収集、伝達 ・ 地域の被害状況の把握 |
| | | 消火班 (班長) | ・ 消火用機材の管理等 ・ 初期消火訓練 | ・ 出火防止、初期消火活動 ・ 消防機関との協力 |
| | | 避難誘導班 (班長) | ・ 高齢者等の確認 ・ 危険個所の確認 ・ 避難誘導訓練 | ・ 危険個所の表示 ・ 高齢者等の安全確保 ・ 避難誘導 |
| | 副会長 | 救出救護班 (班長) | ・ 応急手当の知識普及 ・ 救出救護訓練 | ・ 負傷者等の救出活動 ・ 応急手当等の救急措置 |
| | | 給食給水班 (班長) | ・ 備蓄食糧等の呼びかけ ・ 炊き出し、給水訓練 | ・ 炊き出し等の給食活動 ・ 食糧、応急物資の調達、配分 |

組織の編成については、上記すべてを担う必要はありません。地域の実情や組織の目的などに応じて、組織に必要な班編成を行いましょ。一度にすべてやろうとはせず、少数の班編成から活動を開始し、軌道に乗ってきたら班を増やして活動の拡充を図るとよいでしょう。

3. 規約の作成

自主防災組織を結成したら、簡単な決め事（規約）《資料-1》を定めるようにしてください。規約には、次のようなことを定めておきます。

◎どの範囲の住民（地域）を対象とした会であるか。

◎どのような活動を行うか。

◎役員役割

※規約は、内容が重いと活動自体が重荷になってしまいますので、無理なく活動しやすい内容にしておきましょう。

※総会・役員会は行政区の総会・役員会と併せて開催してもいいでしょう。

4. 活動計画（防災計画）の作成

自主防災組織の現状を把握し、組織の活動目標や、防災訓練、研修会などの計画を策定することで、組織の意識を高めます。

どのような活動を行うか、中・長期の活動計画や、年間の活動計画を立て、実行していくことが大切です。また、実施にあたっては、専門的な知識をもつ消防署・消防団などの協力を得るとよいでしょう。

◎防災活動は多岐にわたりますので、できることから少しずつ取り組みましょう。

◎行政区などの行事と兼ねて、自主防災会の行事や普及啓発活動を行うのも有効な方法です。

〇〇〇区自主防災会年間活動計画（例）

4月 第1回役員会議

総会の開催

5月 各種台帳の作成・更新

出水期に向けた体制の確認・打ち合わせ

6月 市防災訓練への参加

8月 第2回役員会議

9月 防災訓練の実施

1月 防災講演会の開催

3月 第3回役員会議



6 小学校区の防災部会との連携・協力

小都市では、行政区単位の自主防災活動はもちろんですが、小学校区単位で防災部会を立ち上げて自主防災活動の取り組みを始めた校区があります。

小学校区は地域性や人口構成が類似した行政区の集まりで、地域を襲う災害も類似しており、その災害に対する防災課題は各行政区で共通していることが多くあります。共通課題の解決に向けて、各行政区で協議するよりも、小学校区で共通認識のもと知恵を出し合いながら協議したほうが、はるかに効率的で有効です。

災害時の情報伝達や避難誘導、災害時要援護者の避難支援など、地域の防災活動の中心的な役割は、やはり各行政区における自主防災組織が担っていくことになります。

小学校区の防災部会の取り組みとしては、各行政区で自主防災組織の設置を推進・支援していくための役割として、自主防災活動に関する講習会や研修会の開催、市民への防災知識の普及啓発、防災リーダーの人材育成等となります。

